

真星病院 医療安全管理責任者業務指針

第1条 真星病院における医療安全管理責任者は、病院の理念・基本方針に基づき、安全で安心な質の高い医療を提供することを目的とし医療安全管理の基本的な基準について定める。

第2条 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を終了した専任の看護師またはその他医療有資格者(兼任)が医療安全管理者として配置されていること。医療安全管理者の位置づけについては、組織図に準ずる。

第3条 医療安全管理者が行う業務に関する基準

- (1) 医療安全管理者は、病院長から委譲された権限に基づき、医療安全管理体制を推進する。移譲された権限に基づいて安全管理に関する医療機関内の体制を構築に参画し、委員会等の各種活動の円滑な運営を支援する。また、医療安全に関する職員への教育、研修、情報の収集と分析、対策の立案、事故発生時の初動対応、再発防止策立案、事故発生予防の防止等に努める。これらを通して安全管理体制を組織内で機能させ、医療機関における安全文化の醸成を促進させる。
- (2) 各部署における医療安全対策の実施状況をもとに医療安全確保のための業務改善計画を作成し、それに基づく実施状況および評価結果を記録する。
- (3) 安全対策委員会との連携、院内外研修の実績、患者相談件数および相談内容、その他の医療安全管理者の活動実績を記録する。
- (4) 医療安全対策に係る取り組みの評価等を行う管理者担当会議が週1回程度開催されており、医療安全管理者等が参加すること。
- (5) 報告内容については、事実関係の把握、原因分析調査を行い、改善防止策を立て周知徹底する。また、改善策が有効に機能しているか点検・調査を定期的に行い、必要に応じて見直しを図る。

第4条 医療安全管理に関する基本的な考え方

- (1) 効果的な医療安全管理体制を構築し、組織全体で適切な事故防止対策を展開する。
- (2) 患者本位の医療を第一に考え、患者との良質な信頼関係のもと、安全で安心な質の高い医療を提供する。

第5条 リスクマネージャーの配置について

- (1) 医療事故防止対策規定【医療安全管理責任者業務指針・規定】に準じ、医療安全管理責任者が兼務する。

第6条 医療事故に対する対応

- (1) 医療事故防止対策規定【医療事故発生時対応】に準ずる。

第7条 医療安全管理体制に関する院内基準（指針）の周知徹底

- (1) 医療事故防止対策指針に準ずる。

第8条 医療安全教育に関する事

- (1) 医療事故防止に係る職員の意識改革と安全管理意識を高め、質の高い医療を提供することを目的とするために全職員を対象とした教育・研修を年5回以上開催する。

平成22年7月1日 改定
平成24年4月1日 改訂
平成26年7月1日 改訂
平成27年4月1日 改訂
平成28年10月1日改訂
平成29年4月1日 改訂
平成30年4月1日 改訂